

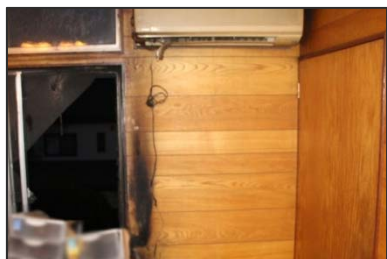
令和3年4月1日

エアコンの素人電気工事による火災

1 出火日時
11月〇〇日 午後1時〇〇分

2 火災概要
屋外作業中の住人が、連動型住宅用火災警報器の鳴動を聞きつけ台所に入ったところ、「ほかの部屋で火事です」とアナウンスされていたため、同型器が設置されている2階居室を確認したところ、エアコン周辺が燃えているのを発見した。発見者が衣類で叩き消しを試みるも効果がなく、駆けつけた付近民と共に、風呂の水をバケツで10杯程度かけ、初期消火を成功させた。なお、通報は、火災により割れた窓ガラスの音から火災に気付いた付近民により行われた。

3 原因概要
出火建物の住人が自らエアコンを移設した際、専用回路を設けず壁付けコンセントからビニルコード4本を介して電源を取得、エアコンの使用に伴い延長ビニルコードの許容電流を超える電流が繰り返し流れたことによる絶縁物の劣化から短絡に至り、周囲のカーテン等に着火した。なお、移設工事を行った住人は電気工事士等の資格は保有していなかった。



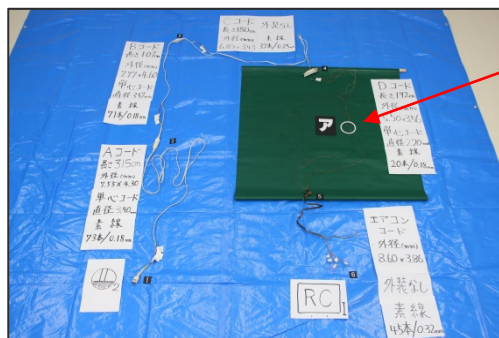
▲焼損状況



▲焼損状況



▲ビニルコード結線状況



▲ビニルコード4本の被覆を取り除き鑑識した状況。素線径が最も細く、かつ本数が最小のビニルコードの一部に短絡痕（ショート痕）が認められた。

短絡痕



▲「ア」の短絡痕

担当：予防課
連絡先：0226-22-6693